

# 郡小学校だより 臨時号



TEL (072) 643-4121

FAX (072) 641-1676

(令和3年6月22日 発行)

大阪府に発出されていた緊急事態宣言が解除され、まん延防止等重点措置が発出されました。また本市に関しては、「市内の感染状況は収束しつつあるものの、新たな変異株の拡大など、依然として予断を許さない状況であること」から感染レベルについて「レベル3→レベル2（収束・拡大局面を限定しない）」とすると決まりました。

それに伴い、市より学校教育活動に関する通知が来ました。その通知に基づき、本校として以下のとおり対応いたします。ご理解、ご協力よろしくお願いたします。

## 1、緊急事態宣言解除に伴う学校教育活動の対応について

各教科共通	マスクを常時着用の上 ○グループ活動（ペアワーク）を行う場合は、長時間にならないようにする。 ○近距離で一斉に大きな声を出す活動は行わない。
理科	○実験観察を行う場合は、児童が近距離にならないようにする。
音楽	○合唱を行う際は、マスク着用で、児童の間隔を前後左右とも最低1m確保して実施する。 ○リコーダーや鍵盤ハーモニカなどのマスクを外す楽器演奏を実施する場合は、前後左右とも2mあけて実施する。
図工	○共同制作を行う場合は、児童が近距離になるような活動は行わない。
家庭科	○調理実習を行う場合は、マスク着用の上、こまめな手洗いの徹底と、役割を分担し、身体的距離をそれぞれ保ちながら行う。（食べるときは給食時と同様の対応とする。）
外国語・ 外国語活動	○ペアやグループ活動は各教科共通に準じる。 ○ハイタッチなどの身体接触は行わない。
体育	○マスクは着用しない。ただし、本人や保護者に感染不安がある場合は、担任まで連絡する。 ○組み合ったり、接触したりする運動は行わない。（ペアでの準備体操など） ○接触する可能性の高い種目は室内（体育館）では行わない。（バスケットのゲームなど）
その他	○登下校に関して、マスクを着用するかどうかは保護者（家庭）の判断とする。ただし、マスクを着用しない場合は、身体的距離の確保と会話の禁止を徹底する。 ○給食時に介助が必要な場合は、介助の合間に介助者が食事することは避け、マスクを外さず介助に専念する。

## 2、水泳指導について

以下のとおり、感染防止対策を徹底した上で、実施します。

<本校の感染防止対策>

- 着替え時の監視（「話さない」「マスクの着用」「できるかぎり短時間で」）の徹底。
- 着替える人数の制限。更衣室のロッカーの指定や一定の間隔をとる。
- 間隔をあけてのタオルかけの使用。
- シャワー直前までマスクの着用。
- 十分な身体的距離の確保。
- 水質に関して、十分な塩素濃度の確保。

**今週より、水泳指導が始まっています。用意や朝の体調確認、水泳カードの記入など、お手数をおかけしますが、ご協力よろしくお願いたします。**

